

株主各位

第126回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

当社は、第126回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.brother.co.jp/investor/meeting/>) に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

● 事業報告

会社の支配に関する基本方針 1～3頁

● 連結計算書類

連結持分変動計算書 4～7頁

連結注記表 8～32頁

● 計算書類

株主資本等変動計算書 33～36頁

個別注記表 37～43頁

※前期（ご参考）は、監査対象外です。

ブラザー工業株式会社

会社の支配に関する基本方針

1) 基本的な考え方

当社グループは、その売上高の80%以上を海外市場で上げており、40以上の国と地域に生産拠点や販売・サービス拠点を有し、連結ベースでの従業員も3万名を超えております（2018年3月現在）。当社の企業価値は、ブラザーグループが事業を行っているこれらの国・地域におけるビジネスパートナーとの信頼関係や従業員のモラルに大きく依存しております。

また、ブラザーグループは、企画・開発・設計・製造・販売・サービスなどのあらゆる場面で、お客様を第一に考える「“At your side.”」な企业文化」を定着させ、世界各国のお客様から、「信頼できるブランド」と評価いただけるよう、事業活動を行っております。その実現のため、独自のマネジメントシステムである「Brother Value Chain Management（ブロザー・バリュー・チェーン・マネジメント）」を経営の中核として構築し、常に改善することによって、お客様の求める価値を迅速に提供してまいります。

このような状況において、当社株式の大規模な買付行為（以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が開始された場合において、それを受け入れるかどうかは、当社経営陣による経営方針およびその推進と比較して、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当社取締役会を通じ、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要十分な情報が提供される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方方に立ち、第117回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたうえで、当社株式の大規模買付行為への対応方針を導入し、第120回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたうえで、所要の修正を行い更新し、第123回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、所要の変更を行ったうえで、継続いたしました（以下更新後の当社株式の大規模買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。本対応方針では、大規模買付行為についての情報の収集と代替案提示の機会の確保を目的として当社株式の大規模買付行為に対するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対しては大規模買付ルールの順守を求ることとし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合には、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針としております。

なお、下記「3) 本対応方針の内容の概要」および「4) 本対応方針の合理性についての当社取締役会の判断（概要）」において、本対応方針およびその合理性についての当社取締役会の判断の概要を記載しておりますが、より詳細な内容は、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.brother.co.jp/investor/policy/>）に掲載しておりますので、併せてご参照ください。

2) 基本的な考え方の実現に資する特別な取組み

上記の基本的な考え方の前提として、当社は、当社グループの企業価値を向上させ、多数の投資家の皆様に長期的に継続的に当社に投資していただくことが重要であると考えています。このため、当社グループは、グループのさらなる成長にむけた中長期ビジョン「Global Vision 21」を2002年に策定し、プラザーグループが目指す3つの項目を以下のとおり掲げております。

- ・「グローバルマインドで優れた価値を提供する高収益体质の企業」になる
- ・独自の技術開発に注力し「傑出した固有技術によってたつモノ創り企業」を実現する
- ・「“At your side.” な企业文化」を定着させる

プラザーグループでは、この「Global Vision 21」実現にむけたロードマップとして、中期戦略を策定しております。特に既存事業における事業環境が急激に変化する中、当社が目指す「未来永劫に繁栄する会社」を実現するためには、収益を持続的に生み出すことのできる筋肉質な企業への転換が必要となります。このような認識のもと、プラザーグループでは、「時代や環境の変化に対応し、生き残ってきたDNAを伝承し、未来永劫の繁栄に向けて、変革や成長領域に挑戦し続ける複合事業企業」を全社として目指す姿と定め、2019年3月期（2018年度）を最終年度とする新中期戦略「CS B2018」を策定いたしました。

この新中期戦略「CS B2018」では、“Transform for the Future ～変革への挑戦～”をテーマに掲げ、グループ全体で「事業・業務・人財」の3つの変革にチャレンジするとともに、現在のプリントティング事業中心の体制から、今後の成長が見込まれる産業用領域や新規事業に重点を置いた、複合事業企業への転換を目指してまいります。

3) 本対応方針の内容の概要

① 本対応方針の目的

本対応方針は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、当社株主の皆様が大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために必要な情報を確保するとともに、当社取締役会による大規模買付行為の評価・検討・交渉・意見形成・代替案提示の機会を確保することを通じて、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

② 対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループ（注）の議決権割合を20%以上とする目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為とします。

注：特定株主グループとは、（i）当社の株券等の保有者およびその共同保有者、または、（ii）当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者を意味します。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

③ 大規模買付ルールの概要

当社取締役会は、大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と代替案提示の機会が確保され、ひいては当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、（イ）大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、意向表明書（大規模買付ルールに定められた手続きを順守する旨を約束した書面）および大規模買付情報（当社株主の皆様の判断および取締役会による意見形成（代替案の提示を含みます。）のために必要十分な情報）等の情報を提供しなければならず、（ロ）当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の情報提供要請期間（意向表明書受領日から最大60日間）および評価期間（大規模買付行為の態様に応じて最大60日間または最大90日間）が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。

④ 独立諮問委員会

当社取締役会は、独立諮問委員会を設置し、大規模買付行為への対抗措置を発動する場合など、大規模買付ルールの運用に関する当社取締役会の重要な判断にあたっては、原則として独立諮問委員会に諮問を行うこととし、その助言・勧告を最大限尊重するものといたします。

⑤ 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者によって大規模買付ルールが順守されない場合には、当社取締役会は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の助言を求め、また社外取締役や監査役の意見も十分尊重し、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、当社企業価値ひいては株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当てを行い、大規模買付行為に対抗することができます。

また、上記の対抗措置を発動するに際し、当社取締役会が当社株主共同の利益の観点から株主の皆様の意見を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を開催いたします。当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、その時点で株主総会を開催する旨および開催理由の開示を行います。

大規模買付ルールが順守されている場合、当社取締役会は、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすことが明らかでない限り、株主の皆様の意思に基づくことなく当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするこはありません。

⑥ 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、2018年に開催される当社定時株主総会後最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

4) 本対応方針の合理性についての当社取締役会の判断（概要）

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、または株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためのものであり、当社の基本的な考え方方に沿うものと考えております。

また、当社取締役会は、本対応方針が株主の皆様の承認を得たものであること、独立諮問委員会の助言・勧告を最大限尊重すること等から、本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結持分変動計算書

当連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

親会社の所有者に帰属する持分

科目	その他の資本の構成要素					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動の有効部分
2017年4月1日時点の残高	19,209	17,455	407,843	△24,230	△75,055	△161
当期利益	—	—	50,020	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	8,799	161
当期包括利益合計	—	—	50,020	—	8,799	161
自己株式の取得	—	—	—	△15	—	—
自己株式の処分（ストック・オプションの行使による処分を含む）	—	△36	△11	47	—	—
自己株式の消却	—	△21	△21,369	21,391	—	—
配当金	—	—	△12,480	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	122	—	—	—	—
株式交換による変動	—	△2	—	6	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	3,840	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	62	△30,021	21,429	—	—
2018年3月31日時点の残高	19,209	17,517	427,842	△2,800	△66,255	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

親会社の所有者に帰属する持分

科目	その他の資本の構成要素			合計	非支配持分	合計
	その他の包括利益を通じて確定給付負債公正価値で測定する資本性金融商品	(資産)の純額の再測定	合計			
2017年4月1日時点の残高	—	—	△75,216	345,061	16,647	361,709
当期利益	—	—	—	50,020	451	50,472
その他の包括利益	2,462	1,378	12,801	12,801	134	12,936
当期包括利益合計	2,462	1,378	12,801	62,822	586	63,408
自己株式の取得	—	—	—	△15	—	△15
自己株式の処分（ストック・オプションの行使による処分を含む）	—	—	—	0	—	0
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—
配当金	—	—	—	△12,480	△249	△12,729
株式に基づく報酬取引	—	—	—	122	—	122
株式交換による変動	—	—	—	3	△3	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△2,462	△1,378	△3,840	—	—	—
所有者との取引額等合計	△2,462	△1,378	△3,840	△12,370	△252	△12,622
2018年3月31日時点の残高	—	—	△66,255	395,514	16,980	412,494

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

前連結会計年度（ご参考）（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

(単位：百万円)

親会社の所有者に帰属する持分

科目	他の資本の構成要素						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動の有効部分	その他有価証券評価差額
2016年3月31日時点の残高	19,209	17,321	363,864	△24,225	△46,083	△200	3,554
新会計基準適用による累積的影響額	—	—	3,420	—	—	—	△3,554
2016年4月1日時点の残高	19,209	17,321	367,285	△24,225	△46,083	△200	—
当期利益	—	—	47,242	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	△28,971	38	—
当期包括利益合計	—	—	47,242	—	△28,971	38	—
自己株式の取得	—	—	—	△26	—	—	—
自己株式の処分（ストック・オプションの行使による処分を含む）	—	△9	—	22	—	—	—
配当金	—	—	△9,359	—	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	143	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	2,674	—	—	—	—
その他の増減	—	—	0	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	133	△6,684	△4	—	—	—
2017年3月31日時点の残高	19,209	17,455	407,843	△24,230	△75,055	△161	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

親会社の所有者に帰属する持分

科目	その他の資本の構成要素			合計	非支配持分	合計
	その他の包括利益を通じて確定給付負債公正価値で測定する資本性金融商品	確定給付負債(資産)の純額の再測定	合計			
2016年3月31日時点の残高	—	—	△42,729	333,440	16,545	349,986
新会計基準適用による累積的影響額	—	—	△3,554	△133	44	△88
2016年4月1日時点の残高	—	—	△46,284	333,307	16,589	349,897
当期利益	—	—	—	47,242	198	47,440
その他の包括利益	2,644	30	△26,258	△26,258	79	△26,179
当期包括利益合計	2,644	30	△26,258	20,983	277	21,260
自己株式の取得	—	—	—	△26	—	△26
自己株式の処分（ストック・オプションの行使による処分を含む）	—	—	—	12	—	12
配当金	—	—	—	△9,359	△215	△9,575
株式に基づく報酬取引	—	—	—	143	—	143
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△2,644	△30	△2,674	—	—	—
その他の増減	—	—	—	0	△3	△3
所有者との取引額等合計	△2,644	△30	△2,674	△9,229	△219	△9,449
2017年3月31日時点の残高	—	—	△75,216	345,061	16,647	361,709

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。ただし、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 113社

主要な連結子会社の名称

ブラザー販売㈱、ブラザーアンターナショナル㈱、ブラザーアンターナショナルコーポレーション（U.S.A.）、ブラザーアンダストリーズ（U.S.A.）、ブラザーアンダストリーズ（U.K.）、ブラザーアンターナショナル（ヨーロッパ）、兄弟国際（香港）有限公司、㈱エクシング、㈱ニッセイ、ドミノプリントティングサイエンス

なお、グランプリレジャーシステム㈱を買収したことにより、同社1社を連結の範囲に含めております。

さらに、Alpha Dot、Domino Amjet Ltd、Domino Printing Sciences Quest Trustees、Domino Packtrack、Mailcrafers Europeは清算により、Squidは売却により、それぞれ連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 7社

主要な会社の名称

昭和精機㈱

(4)会計方針に関する事項

1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポートージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

② 関連会社及び共同支配企業

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配をしていない企業をいいます。

共同支配企業とは、複数の当事者が共同支配により重要な経済活動を行う契約上の決めに基づいている企業をいいます。

関連会社への投資は持分法により会計処理しております。持分法の下では、投資は当初は原価で計上され、その後は関連会社の純資産に対する連結会社の持分の取得後の変動に応じて投資額を変動させております。関連会社に対する投資には、取得に際して認識されたのれん（減損損失累計額控除後）が含まれており、償却はしておりません。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の財務諸表に調整を加えております。

2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社グループが発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価、非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額が識別可能な資産及び負債の正味の公正価値を超過する場合は、その差額を連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、その差額を直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取得関連コストは、発生時に費用処理しております。

非支配持分は、公正価値又は被取得企業の識別可能資産に対する非支配持分の比例割合で測定しています。この測定方法の選択は取引ごとに行っております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下、「測定期間」）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。段階的に行われる企業結合の場合、以前より保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益で認識しております。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・ 繰延税金資産及び繰延税金負債並びに従業員給付契約に関する資産又は負債は、国際会計基準第12号「法人所得税」及び国際会計基準第19号「従業員給付」に従って測定しております。
- ・ 被取得企業の株式に基づく報酬契約を置き換える、当社グループが発行する負債もしくは資本性金融商品は、国際財務報告基準第2号「株式に基づく報酬」に従って測定しております。
- ・ 国際財務報告基準第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループは当該基準書に従って測定しております。

3) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識し、連結損益計算書において「その他の収益」又は「その他の費用」に計上しております。ただし、財務活動に係る換算差額は連結損益計算書において「金融収益」又は「金融費用」に計上しております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については著しい変動のない限り平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益に「在外営業活動体の換算差額」として認識しており、累計額は資本の「その他の資本の構成要素」に分類しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として振り替えられます。

在外営業活動体の取得により生じたのれん及び公正価値修正は、報告期間末時点での在外営業活動体の資産及び負債として換算を行い、換算差額は、その他の包括利益に「在外営業活動体の換算差額」として認識しており、累計額は資本の「その他の資本の構成要素」に分類されます。

4) 金融商品

当社グループは、IFRS第9号を早期適用しております。

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件とともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

資本性金融商品は、原則としてその他の包括利益を通じて公正価値で測定されるものへの取消不能な指定をしております。公正価値で測定される負債性金融商品は、事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって達成されている場合、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しております。

(a) 債却原価により測定される金融資産

債却原価により測定される金融資産については、実効金利法による債却原価により測定しております。

実効金利は、当該金融資産の予想残存期間を通じての、将来の現金受取額の見積額を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。実効金利法による利息収益は純損益に認識し、連結損益計算書上「金融収益」に含めて計上しております。債却原価で測定する金融資産の認識を中止した場合、資産の帳簿価額と受け取った対価又は受取可能な対価との差額は純損益として認識しており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しております。

(b) 公正価値により測定される金融資産

デリバティブ以外の公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額及び処分損益は純損益として認識しており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しております。ただし、他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額及び処分損益は他の包括利益として認識しており、その累計額は他の資本の構成要素に認識後、利益剰余金に振替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、連結損益計算書上「金融収益」の一部として純損益に認識しております。

(iii) 金融資産の減損

債却原価により測定される金融資産、他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品及びリース債権に係る予想信用損失について、貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末ごとに、当初認識時と比べた信用リスクの著しい増大の有無を検証しております。なお、当社グループは、特定の金融資産が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していないと評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している場合又は信用減損金融資産については、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。著しく増大していない場合には、12ヶ月間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。予想信用損失は、契約に基づいて受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の割引現在価値に基づいて測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

なお、営業債権及びリース債権については当初認識時から全期間の予想信用損失を認識しております。

金融資産に係る損失評価引当金の繰入額又は貸倒引当金を減額する場合における、貸倒引当金の戻入額は、連結損益計算書上「その他の費用」又は「その他の収益」に含めて純損益で認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産に対する留保持分及び関連して支払う可能性がある負債を認識いたします。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、デリバティブ以外のすべての金融負債について、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、デリバティブを除いて直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

デリバティブ以外の金融負債の当初認識後の測定は、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による利息費用は、連結損益計算書上「金融費用」として、認識が中止された場合の利得及び損失は、「その他の収益」又は「その他の費用」に含めてそれぞれ純損益として計上しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止いたします。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書上で純額で表示しております。

④ ヘッジ会計及びデリバティブ

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識し、当初認識後は各報告期間の末日の公正価値で再測定されます。

当社グループは、認識されている金融資産と負債及び将来の取引に関するキャッシュ・フローを確定するため、為替予約などのデリバティブを利用してしております。グループ内規程に基づき、投機目的、ディーリング目的のデリバティブは保有しておりません。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ目的で保有しているが、ヘッジ会計の要件を満たしていないものもあり、それらについては公正価値の変動は即時に純損益として認識し、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めております。ただし、財務活動に係るデリバティブについての公正価値の変動は連結損益計算書上「金融収益」又は「金融費用」に含めております。なお、キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動の有効部分は他の包括利益として認識しております。

ヘッジの開始時点においては、ヘッジ関係がヘッジ会計の適格要件を満たすかどうかを評価するために、リスク管理目的や様々なヘッジ取引を行うための戦略に従い、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係について文書化しています。さらに、ヘッジの開始時及び継続的に、ヘッジ手段がヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するのに有効であるかどうかを評価しております。

具体的には、下記項目のすべてを満たす場合においてヘッジが有効と判断しております。

- (i) ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- (ii) 信用リスクの影響が、経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- (iii) ヘッジ関係のヘッジ比率が実際に使用しているヘッジ対象とヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであること

ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求に合致しなくなったとしても、リスク管理目的が変わっていない場合、ヘッジの要件を再び満たすようにヘッジ関係のヘッジ比率を調整しております。

予定取引に対してキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するのは、当該予定取引の発生可能性が非常に高い場合に限ります。

ヘッジ会計の適格要件を満たすヘッジ関係については以下のように会計処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当社グループは、ヘッジ会計の手法としてキャッシュ・フロー・ヘッジのみを行っております。

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、有効部分であるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金はその他の包括利益として認識し、非有効部分は連結損益計算書において即時に純損益として認識しております。

ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産もしくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産もしくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が、公正価値ヘッジが適用される確定約定となつた場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を直接、当該資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に振替えております。

上記以外のキャッシュ・フロー・ヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、純損益に振替えております。

ただし、当該金額が損失であり、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと予想する場合には、回収が見込まれない金額を、直ちに純損益に振替えております。

ヘッジ会計を中止する場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生が依然見込まれる場合には、当該キャッシュ・フローが発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残し、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、純損益に直ちに振替えております。

5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い金額で計上されます。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積原価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産の現在の保管場所及び状態に至るまでに要したすべてのコストを含んでおり、主に加重平均法に基づいて算定されております。

7) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

有形固定資産の取得原価には、当該資産の取得に直接関連するコスト、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下の通りであります。

- ・建物及び構築物 3～60年
- ・機械装置 3～20年
- ・工具器具及び備品 2～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各年度末に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

有形固定資産は、処分時、もしくは継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産の認識の中止時に純損益に含めており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しております。

8) 投資不動産

投資不動産とは、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。

当社グループは、投資不動産の測定に「原価モデル」を採用しております。投資不動産の当初認識は取得原価によって行われ、その後は減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しております。

投資不動産の減価償却は、以下の見積耐用年数にわたり、定額法により計算しております。

- 建物及び構築物 3～60年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、毎期見直しを行い、必要に応じて改定しております。

9) のれん及び無形資産

① のれん

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した取得対価、非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額として測定しております。

また、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額にて計上しており、償却は行わず、少なくとも年1回、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において純損益として「その他の費用」に含めて計上しており、その後ののれんの減損損失の戻入は、行っておりません。

② 開発費の資産化

新しい科学的又は技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用計上しております。開発活動による支出については、以下のすべての条件を満たしたことを立証できる場合にのみ、資産計上しております。

- (a) 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- (b) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- (c) 無形資産を使用又は売却できる能力
- (d) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創設する方法
- (e) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上、及びその他の資源の利用可能性
- (f) 開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

自己創設無形資産の当初認識額は、無形資産が上記の認識条件のすべてを満たした日から開発完了までに発生したコストの合計額であります。償却は、開発に費やした資金が回収されると見込まれる期間（2～5年）で定額法により行い、当該償却累計額及び減損損失累計額を当初認識額より控除した金額で連結財政状態計算書に計上しております。

なお、上記の資産計上の要件を満たさない開発コスト及び研究活動に関する支出は、発生時に費用処理しております。

③ その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。また、企業結合で取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下の通りであります。

- ・ソフトウエア 2～5年
- ・特許権 8～10年
- ・顧客関連資産 15年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各年度末に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

なお、耐用年数を確定できない無形資産については、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額にて計上しており、償却是行わず、少なくとも年1回、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。

無形資産は、処分時、もしくは継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しております。無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産の認識の中止時に純損益として認識しており、連結損益計算書上「その他の収益」又は「その他の費用」に含めて計上しております。

10) 売却目的で保有する非流動資産

当社グループは、継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる非流動資産及び処分グループのうち、1年内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約しているものについては、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類し、減価償却又は償却是行わず、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

11) リース資産

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて借手に移転するリースは、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、IFRIC解釈指針第4号「契約にリースが含まれているかの判断」に従い、契約の実質に基づいて判断しております。

借手としてのファイナンス・リース取引におけるリース資産及びリース負債は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて減価償却を行っております。

リース料支払額は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

貸手としてのファイナンス・リース取引におけるリース債権は、対象リース取引の正味投資未回収額を認識しております。

借手としてのオペレーティング・リース取引においては、リース料支払額は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

貸手としてのオペレーティング・リース取引においては、オペレーティング・リースからのリース収益はリース期間にわたって定額法により純損益で認識し、オペレーティング・リースの契約締結時において当社グループに発生した当時の直接原価はリース資産の帳簿価額に追加され、リース収益と同じ基準で、リース期間にわたって純損益で認識しています。また、受取変動リース料は発生した期間の純損益で認識しております。

12) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに各資産又は資産が属する資金生成単位（又はそのグループ）に対して、減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候が存在する場合は、減損テストを実施しております。減損テストの実施単位である資金生成単位（又はそのグループ）については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位（又はそのグループ）としております。合理的で一貫性のある配分方法が識別できる場合、全社資産についても、個々の資金生成単位に配分されております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、適切な資金生成単位に配分し、減損の兆候に関わらず、少なくとも年1回、又は減損の兆候がある場合にはその都度減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却コスト控除後の公正価値のうちいざれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。売却コスト控除後の公正価値の算定については、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に当該超過額を認識しており、連結損益計算書上「その他の費用」に含めて計上しております。資金生成単位（又はそのグループ）に関連して認識した減損損失は、まず、その単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、のれんの帳簿価額を超過する減損損失については、資金生成単位（又はそのグループ）内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するようにしております。

減損損失の戻入は、過去に認識した減損損失を戻入れる可能性を示す兆候が存在し、回収可能価額の見積を行った結果、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に行っております。戻入れる金額は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限としております。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れいたしません。

13) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産に関して、その資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化しております。その他の借入コストはすべて、発生した期間に純損益として認識しております。

14) 従業員給付

① 退職後給付

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付制度として、確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職給付制度であり、確定給付制度は、確定拠出制度以外の退職給付制度であります。

当社及び一部の連結子会社は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用を、主として年金数理人により予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定し、連結財政状態計算書上「退職給付に係る負債」として、又は「その他の非流動資産」に含めて計上しております。この計算により積立超過がある場合は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を上限として、資産として計上しております。

また、他の当事者が確定給付制度債務の決済のために必要とされる一部又はすべての支出を補填することがほぼ確実な場合には、当該補填の権利を資産として認識しており、連結財政状態計算書上、「保険積立金」の一部として「その他の非流動資産」に含めて計上しております。

確定給付制度の再測定による差額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

制度改定又は縮小により生じた確定給付制度債務の現在価値の変動である過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

従業員から過去に提供された労働の対価として支払うべき現在の法的もしくは推定的な債務を負っており、かつその金額が信頼性をもって見積りが可能な場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

③ その他の従業員給付

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供した労働の対価として獲得した将来給付の見積額を現在価値に割り引くことによって算定しております。

15) 株式に基づく報酬

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。

16) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

① 資産除去債務

有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって、当該有形固定資産の除去に関する法令又は契約上の義務を負う場合に、除去に要する将来予想される支出相当額を現在価値に割り引いた金額を連結財政状態計算書上負債として認識するとともに、負債に対応する金額を有形固定資産及び投資不動産の一部として計上しております。将来の見積費用及び適用された割引率は毎年見直され、修正が必要と判断された場合は当該科目に加算又は控除しております。

② 製品保証引当金

販売製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、将来発生すると見込まれるアフターサービス費用見込額を過去の実績を基礎として計上しております。なお、製品保証引当金繰入額は、連結損益計算書上「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

③ その他の引当金

その他の引当金には、返品調整引当金等が含まれております。

17) 売上収益

売上収益は、物品の販売及びサービスの提供から受領する対価の公正価値から、値引、割戻及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。

① 物品の販売

当社は主に、プリンター、複合機等の通信・プリンティング機器、家庭用ミシン、工業用ミシン、工作機械、減速機及び歯車、業務用通信カラオケシステム、産業用プリンティング機器等の販売を行っており、このような物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転し、物品に対する継続的な関与及び実質的支配を保持せず、将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該便益及びそれに対応する原価を信頼性を持って測定可能である場合に認識しております。

② サービスの提供

当社は主に、業務用通信カラオケシステムや携帯端末を対象にコンテンツサービスを提供しております。これらのサービスの提供による収益は、収益の額を信頼性をもって測定可能であり、その取引に関する経済的便益が企業に流入する可能性が高く、その取引の進捗度を報告期間の末日において信頼性を持って測定することが可能であり、取引について発生した原価及び取引の完了に要する原価を信頼性を持って測定可能である場合は、サービスの利用実績や契約期間に応じて認識しております。

また、サービスの提供に関する取引の成果を、信頼性をもって見積ることができない場合、収益は費用が回収可能と認められる部分についてのみ認識しております。

③ ロイヤリティ

当社は主に、特許ライセンス契約による収入があり、契約内容に従って発生した時点で認識しております。

④ 不動産賃貸収入

不動産賃貸収入は、契約内容に従って定額法により認識しております。

18) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための条件を満たし、補助金を受領することに合理的な保証がある場合は、補助金収入を公正価値で測定し、認識しております。発生した費用に対する補助金は、費用の発生と同じ報告期間に収益として計上しております。資産の取得に対する補助金は、繰延収益として認識し、関連する資産の耐用年数にわたって純損益に認識しております。

19) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定しております。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社及び関連会社並びに共同支配企業に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社及び関連会社並びに共同支配企業に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予見可能な期間内に一時差異が解消されない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しております。

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当社及び一部の連結子会社は、一つの連結納税グループとして法人税の申告・納付を行う連結納税制度を適用しております。

20) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

21) 株主資本

(普通株式)

普通株式は資本に分類し、「資本金」及び「資本剰余金」として連結財政状態計算書に計上しております。普通株式及びストック・オプションの発行に直接関連して発生したコストは資本剰余金から控除しております。

(自己株式)

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は、資本剰余金として認識されます。

22) 配当

配当金については、取締役会により承認された日の属する期間の負債として認識しております。

23) 公正価値の測定

特定の資産又は負債は、公正価値によって測定しております。当該資産又は負債の公正価値は、市場価格等の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出技法に基づき、決定されております。

公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つのレベルがあります。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

レベル3に分類された金融商品の公正価値の測定は、グループ会計方針に準拠して、公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて公正価値を測定しております。各報告期間の末日において実施した金融商品の公正価値の測定結果は、上位役職者によるレビュー及び承認を得ております。

(5)重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下の通りであります。

- ・連結の範囲（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項
1) 連結の基礎」）
- ・収益の認識と測定（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項
17) 売上収益」）
- ・営業債権その他の受取勘定の回収可能性（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 4) 金融商品」及び「4. 金融商品に関する注記」）
- ・棚卸資産の評価（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項
6) 棚卸資産」）
- ・固定資産の耐用年数及び残存価額の見積り（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 7) 有形固定資産～11) リース資産」及び注記「5. 投資不動産に関する注記」）
- ・有形固定資産、無形資産（のれんを含む）及び投資不動産の減損（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 12) 非金融資産の減損」及び注記「2. 連結財政状態計算書に関する注記（2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額」）
- ・金融商品の公正価値（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 4) 金融商品、23) 公正価値の測定」及び注記「4. 金融商品に関する注記」）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 19) 法人所得税」）
- ・引当金の認識と測定（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 16) 引当金」）
- ・確定給付制度債務の測定（注記「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項 14) 従業員給付」）

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	2,512百万円
その他の金融資産	360百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産	231,422百万円
のれん及び無形資産	97,677百万円
投資不動産	4,788百万円

3. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	277,535千株	一千株	15,315千株	262,220千株

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の減少15,315千株は、自己株式の消却による減少であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	17,889千株	8千株	15,356千株	2,541千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加8千株は、持分法適用関連会社が取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分4千株、単元未満株式の買取による増加3千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少15,356千株は、自己株式の消却による減少15,315千株、ストック・オプションの行使による減少34千株、株式交換による減少6千株、及び単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少0千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2017年5月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当の原資	利益剰余金
・配当金の総額	6,239百万円
・1株当たり配当金額	24円
・基準日	2017年3月31日
・効力発生日	2017年6月2日

2017年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	6,240百万円
・1株当たり配当金額	24円
・基準日	2017年9月30日
・効力発生日	2017年11月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの（2018年5月17日開催の取締役会における決議）

・株式の種類	普通株式
・配当の原資	利益剰余金
・配当金の総額	7,800百万円
・1株当たり配当金額	30円
・基準日	2018年3月31日
・効力発生日	2018年6月5日

(4) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 793,100株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。また、投資計画に照らして、必要な資金を長期借入金及び社債により調達しております。

営業債権及びその他の債権に含まれる受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、経理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、その他の金融資産に含まれる公正価値で評価される金融商品については、四半期ごとに公正価値の把握を行っております。

なお、デリバティブは経理規程に従い、ヘッジするリスクの対象の取引の元本の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2018年3月31日（当期の連結決算日）における金融商品の帳簿価額及び公正価値については、次の通りであります。

			(単位：百万円)	
			帳簿価額	公正価値
資産				
償却原価で測定する金融資産				
(1)	現金及び現金同等物		121,384	121,384
(2)	営業債権及びその他の債権		104,624	104,624
(3)	その他の金融資産		22,935	22,924
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
(4)	その他の金融資産		4,611	4,611
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品				
(5)	その他の金融資産		20,406	20,406
負債				
償却原価で測定する金融負債				
(6)	営業債務及びその他の債務		68,189	68,189
(7)	社債及び借入金		116,446	115,983
(8)	その他の金融負債		7,109	7,109
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
(9)	その他の金融負債		8,258	8,258
(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。				

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

((1) 現金及び現金同等物、(2) 営業債権及びその他の債権、(3) その他の金融資産、(6) 営業債務及びその他の債務、(8) その他の金融負債)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。その他については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値等により算定しております。

((4) その他の金融資産、(5) その他の金融資産、(9) その他の金融負債)

上場株式及び社債の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。非上場株式等の公正価値については、主としてマルチプル法又は時価純資産法により算定しております。

デリバティブ等は、取引先金融機関等から提示された金利及び為替等の観察可能な市場データに基づいて算定しております。

((7) 社債及び借入金)

社債及び借入金は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

5. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、名古屋市その他の地域及び海外において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
6,465	18,675

(注) 1. 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、主として、独立の外部鑑定人による評価に基づいて、類似資産の取引価格を反映した市場取引価格等に基づき算定した金額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,523円09銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	192円63銭
(3) 希薄化後1株当たり当期利益	192円08銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

科目	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
当期首残高	19,209	16,114	14	4,802	4,743	179,000	34,591
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△12,480
固定資産圧縮積立金の取崩					△336		336
別途積立金の積立						15,000	△15,000
当期純利益							37,007
自己株式の取得							
自己株式の処分							△11
自己株式の消却			△21				△21,369
株式交換による変動			6				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	△14	—	△336	15,000	△11,517
当期末残高	19,209	16,114	—	4,802	4,406	194,000	23,073

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	株主資本		評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計			
当期首残高	△24,502	233,974	5,376	860	240,211
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△12,480			△12,480
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
当期純利益		37,007			37,007
自己株式の取得	△10	△10			△10
自己株式の処分	47	36			36
自己株式の消却	21,391	—			—
株式交換による変動	6	12			12
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			2,124	86	2,210
事業年度中の変動額合計	21,434	24,565	2,124	86	26,775
当期末残高	△3,067	258,539	7,501	946	266,986

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

前事業年度（ご参考）（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

(単位：百万円)

科目	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			別途 積立金	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金			
		固定資産 圧縮 積立金	固定資産 圧縮 特別勘定 積立金		別途 積立金			
当期首残高	19,209	16,114	14	4,802	2,793	3,419	159,000	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
固定資産圧縮積立金の積立					2,210			
固定資産圧縮積立金の取崩					△261			
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩						△3,419		
別途積立金の積立							20,000	
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			0					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	0	—	1,949	△3,419	20,000	
当期末残高	19,209	16,114	14	4,802	4,743	—	179,000	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	株主資本			評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			
			利益剰余金			
			その他利益剰余金			
当期首残高	34,303	△24,498	215,159	3,403	736	219,300
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△9,359		△9,359			△9,359
固定資産圧縮積立金の積立	△2,210		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩	261		—			—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	3,419		—			—
別途積立金の積立	△20,000		—			—
当期純利益	28,177		28,177			28,177
自己株式の取得		△23	△23			△23
自己株式の処分		19	20			20
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				1,973	123	2,096
事業年度中の変動額合計	287	△3	18,814	1,973	123	20,911
当期末残高	34,591	△24,502	233,974	5,376	860	240,211

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～50年

機械及び装置 4～12年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

特許権 8年

ソフトウェア 2～5年

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充当するため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④製品保証引当金

販売製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、将来発生すると見込まれるアフターサービス費用見込額を過去の実績と個別見積額に基づき計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、計算の結果、当事業年度末においては退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。通貨金利スワップ取引について一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合には一体処理を、金利スワップ取引について特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
通貨金利スワップ取引	外貨建借入金
金利スワップ取引	借入金

③ヘッジ方針

通貨金利スワップ取引に関しては為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するためのものであります。
金利スワップ取引に関しては、金利変動リスクを回避するためのものであります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を判断しております。

なお、一体処理の要件を満たしており、一体処理によっている通貨金利スワップ取引及び特例処理の要件を満たしており、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた「特別損失」の「投資有価証券売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「特別損失」の「その他」に含めております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産

たな卸資産の内訳は、次の通りであります。

商品及び製品	4,689百万円
仕掛品	2,091
原材料及び貯蔵品	6,178
合計	12,958

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 122,375百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	34,128百万円
② 短期金銭債務	40,119

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	320,796百万円
(2) 仕入高	238,557
(3) その他営業費用	13,569
(4) 営業取引以外の取引高	30,177

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	17,545千株	3千株	15,356千株	2,193千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取による増加3千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少15,356千株は、自己株式の消却による減少15,315千株、ストック・オプションの行使による減少34千株、株式交換による減少6千株、単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少0千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券等評価損	6,371百万円
賞与引当金	1,751
減価償却費	1,288
退職給付信託設定有価証券	717
未払費用	513
未払金	447
製品保証引当金	276
未払事業税	253
たな卸資産評価損	240
その他	950
繰延税金資産小計	12,806
評価性引当額	△6,448
繰延税金資産合計	6,358
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,801
前払年金費用	△2,519
退職給付信託返還有価証券	△2,454
固定資産圧縮積立金	△1,931
その他	△82
繰延税金負債合計	△9,787
繰延税金負債の純額	△3,429

繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	3,131百万円
固定負債－繰延税金負債	△6,561

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	プラザーアンターナショナルコーポレーション(U.S.A.)	所有 直接 100%	当社製品の販売	P&S、P&H、マシナリー事業製品の販売	113,071	売掛金	9,930
子会社	プラザーアンターナショナル(ヨーロッパ)	所有 間接 100%	当社製品の販売	P&S事業製品の販売	87,852	売掛金	7,894
子会社	兄弟高科技(深圳)有限公司	所有 間接 100%	当社製品の仕入	P&S事業製品の購入	77,056	買掛金	5,985
子会社	プラザーアンダストリーズ(フィリピン)	所有 直接 100%	当社製品の仕入	P&S事業製品の購入	30,949	買掛金	2,741
子会社	プラザーアンダストリーズ(ベトナム)	所有 直接 100%	当社製品の仕入	P&S事業製品の購入	72,780	買掛金	6,145
子会社	プラザー販売株	所有 直接 100%	当社製品の販売	P&S、P&H事業製品の販売	21,297	売掛金	1,926
子会社	プラザーアンターナショナル株	所有 直接 100%	当社製品の販売	P&S、P&H事業製品の販売	34,252	売掛金	2,544
子会社	プラザーファイナンス(U.K.)	所有 直接 100%	資金の貸借	資金の借入(注)3,4	7,073	短期借入金	5,000
				利息の支払	39	—	—
				資金の預入(注)5	—	グループ預け金	3,913
				利息の受取	75	—	—
子会社	プラザーファイナンスジャパン株	所有 直接 100%	資金の貸借	資金の借入(注)3,4	4,555	短期借入金	2,517
				利息の支払	13	—	—
子会社	兄弟(中国)商業有限公司	所有 直接 100%	当社製品の販売 資金の貸借	P&S、P&H事業製品の販売	8,133	売掛金	679
				資金の借入(注)3,4	9,213	短期借入金	10,016
				利息の支払	339	—	—
子会社	プラザー不動産株	所有 直接 100%	不動産関連の取引	建物等の購入等	1,588	未払金	380

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 事業の種類別セグメントの名称を、以下の通り省略しております。
P&S : プリンティング・アンド・ソリューションズ P&H : パーソナル・アンド・ホーム
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保・保証の差入はありません。
4. 資金の借入の取引金額は、期中平均残高であります。
5. 資金の預入については、資金決済が隨時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、期末残高のみ記載しております。
6. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,023円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 142円32銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。